

技術第398号
令和4年9月7日

各建設業関係団体の長様

千葉県国土整備部技術管理課長
(公印省略)

令和4年度の週休2日制適用工事について（送付）

国土整備部では建設業の将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組として、平成27年度から建設現場における週休2日の取組を開始しており、着実に週休2日の取組が浸透してきているところですが、令和6年4月から建設業において適用される罰則付きの時間外労働規制を控え、更なる取組を促進する必要があります。

つきましては、下記の取組を行うこととし、「週休2日制適用工事試行要領（令和4年4月版）」及び「週休2日制適用工事選定要領」を改定することとしたので、貴団体におかれましては、御理解と傘下会員への周知をお願いいたします。

記

1 経費補正のタイミングについて

当初予定価格の積算において、あらかじめ4週8休達成相当の経費増分を見込むこととします。

2 週休2日制適用工事の対象工事拡大について

国土整備部発注工事において、①現場施工が1週間未満の工事②緊急復旧工事③営繕工事及び港湾工事を除き、週休2日制適用工事の対象とします。

3 週休2日交替制工事の導入について

現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、技術者及び技能労働者を交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む、週休2日交替制工事により発注することとします。なお、現場閉所による週休2日工事で発注した場合において、受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し、週休2日交替制工事に変更することができます。

担当
技術管理課 企画調整班 諸川
電話 043-223-3235
E-mail gjitul1k@mz.pref.chiba.lg.jp

週休 2 日制適用工事選定要領

1 対象工事の条件

県土整備部発注工事において、令和 4 年 10 月 1 日以降に積算を行う工事

ただし、以下の工事は除く。

- 1) 現場施工*が 1 週間未満の工事
- 2) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
- 3) 営繕工事、港湾工事

営繕工事については、営繕課が令和 3 年 1 月 6 日に施行した「千葉県営繕工事週休 2 日促進工事実施要領」に基づき実施する。

港湾工事については、港湾課が施行する予定の実施要領に基づき実施する。

2 対象工事の候補選定

各出先機関は、上記 1 に該当する全ての工事を、「発注者指定型」とする。

週休 2 日の取組方式は原則「現場閉所による週休 2 日工事」とするが、施工条件を確認の上、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事は「週休 2 日交替制工事」とする。

対象工事においては、特記仕様書にその旨を記載し、「週休 2 日制適用工事試行要領（令和 4 年 10 月版）」に基づき工事を実施する。

*現場施工とは、積上げによる作業日（不稼働日を含む）をいう。

週休2日制適用工事試行要領（令和4年10月版）

1 目的

建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取り組みが求められている。このため、千葉県では、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取り組みとして、週休2日制適用工事を試行する。この要領は、適用工事の試行に関する必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 適用工事

現場閉所による週休2日工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。

(2) 現場閉所による週休2日工事

1) 週休2日

4週8休以上の現場閉所率を達成したと認められる状態をいう。なお、経費補正が認められるのは下記の3区分とする。

- ①4週6休 ②4週7休 ③4週8休

2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。

4) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

5) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

6) 現場閉所率

現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ (対象期間の日数 - 対象期間外の日数)

(3) 週休2日交替制工事

1) 週休2日

4週8休以上の平均休日率を達成したと認められる状態をいう。なお、経費補正が認められるのは下記の3区分とする。

- ①4週6休 ②4週7休 ③4週8休

2) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

3) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）すべ

ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

4) 対象期間

元請業者対象者が当該工事に従事した期間^{*}をいう。

※従事期間：元請業者は現場着手日から現場完成日までの期間、下請業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

5) 休日率

休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ (対象期間の日数 - 対象期間外の日数)

6) 平均休日率

平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(4) 共通

1) 対象期間外

①年末年始6日間、夏季休暇3日間

②工場製作のみを実施している期間

③工事全体を一時中止している期間

2) 4週6休

現場閉所率又は平均休日率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満のことをいう。

3) 4週7休

現場閉所率又は平均休日率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満のことをいう。

4) 4週8休

現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日／28日）以上のことをいう。

3 対象工事

適用工事は、県土整備部が発注する工事（営繕関係工事、港湾関係工事は除く）を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・現場施工が1週間未満の工事
- ・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

4 発注方式

現場閉所による週休2日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とすることができる。なお、いずれの場合においても発注者指定型とする。

また、現場閉所による週休2日工事として発注した場合において、受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができるものとする。

5 工事費の積算

週休2日の各区分に応じた補正係数（別紙1）を各経費等に乘じる。

発注時は4週8休達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。

6 実施方法

（1）条件明示等

発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を、別紙2のとおり記載すること。

また、公告時等に、工事工程表を添付すること。工事工程表は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

（2）受注者による意思表示

受注者は、工事契約後、発注者が示した工事工程表をもとに、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有し、現場着手前に監督員と週休2日の取組方式と対象期間について工事打合せ簿により協議すること。また、対象期間内における現場閉所予定日又は休日予定がわかる工程表等（以下、「工程表等」という。）を監督職員に提出すること

（3）工事看板による表示

受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする（別紙3）。

（4）実施報告

受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙4）と併せて、現場閉所チェックリスト（別紙5）又は、休日確保状況チェックリスト（別紙6）を監督職員に提出すること。また、チェックリストの確認用に、現場閉所日や休日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。

対象期間終了後は、速やかに最終月の週休2日制の取り組みが確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。

なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。

（5）工期変更時の対応

工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。

- ① 工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合
- ③ 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

工期の変更を行った場合、受注者は対象期間について打合せ簿で再度対象期間について監督職員に協議する。

7 工事成績

週休2日制を実施できなかつたことによる工事成績評定点の減点はない。

8 その他

監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、技術管理課と協議すること。

附 則

この要領は、令和元年 8月9日から施行する。

この要領は、令和2年 6月8日から施行する。

この要領は、令和4年 4月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

○各補正係数

・現場閉所による週休2日工事の補正

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費	1.01	1.03	1.04
共通仮設费率	1.02	1.03	1.04
現場管理费率	1.03	1.04	1.06

・週休2日交替制工事の補正

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費※	1.01	1.03	1.05
現場管理费率	1.01	1.02	1.03

※主要職種 51種のみ対象

○市場単価方式の補正係数について（現場閉所による週休2日工事にのみ適用）

No	名称	区分	補正係数		
			4週6休	4週7休	4週8休
1	鉄筋工		1.01	1.03	1.05
2	ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
3	インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
4	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去	1.01	1.03	1.05
5	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去	1.01	1.03	1.05
6	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
		撤去	1.01	1.03	1.05
7	防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
8	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
9	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去・移設	1.01	1.03	1.04
10	道路附属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
11	法面工		1.00	1.01	1.02
12	吹付杵工		1.01	1.02	1.03
13	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
14	道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
		剪定	1.01	1.03	1.05
15	公園植栽工		1.01	1.03	1.05
16	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
17	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
18	橋面防水工		1.00	1.01	1.02
19	薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
20	グルーピング工		1.00	1.01	1.01
21	軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02

○特記仕様書記載例

(週休2日制適用工事【現場閉所による週休2日工事】)

第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。

- 2 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。
- 4 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事試行要領（令和4年10月版）」に基づきを行うこと。

(週休2日制適用工事【週休2日交替制工事】)

第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。

- 2 受注者は、週休2日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。
- 3 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事試行要領（令和4年10月版）」に基づきを行うこと。

○公衆が見やすい場所への明示例

- ・現場閉所による週休2日工事

【工事掲示板】

現場閉所による週休2日工事

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、計画的に現場閉所を行うことで週休2日相当の休日確保に取り組んでいます。

施工体系図

さくら工業 └ 菜の花工務店
菊建設 └ 鯛興業

施工体制台帳

施工体制台帳

施工体制台帳

建退協

- ・週休2日交替制工事

【工事掲示板】

週休2日交替制工事

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日相当の休日確保に取り組んでいます。

施工体系図

さくら工業 └ 菜の花工務店
菊建設 └ 鯛興業

施工体制台帳

施工体制台帳

施工体制台帳

建退協

様式-14

工事履行報告書

工事名			
工期	～		
日付	(月分)		(受注者名)
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考

(記事欄)

【現場閉所型による週休2日工事】
 今月 現場閉所日 ○日／対象期間 ○日
 累計 現場閉所日 ○○日／対象期間 ○○日 (○○%)

記載例(現場閉所)

記載例(交替制)

【週休2日交替制適用工事】
 平均休日率 ○○%

	総括監督員	主任監督員	監督員		現場代理人	主任(監理)技術者

週休2日制適用工事 現場閉所チェックリスト

別紙5

事務所名 ○○事務所

工事名 ○○工事

受注者名 ○○工務店

月日	曜日	計画上の 閉所日	実際の 閉所日	計画上の閉所日と実際の閉所日に 差異がある場合等に記載
6月1日	水			
6月2日	木			
6月3日	金			
6月4日	土			
6月5日	日			
6月6日	月			
6月7日	火			
6月8日	水			
6月9日	木			
6月10日	金			
6月11日	土			
6月12日	日			
6月13日	月			
6月14日	火			
6月15日	水			
6月16日	木			
6月17日	金			
6月18日	土			
6月19日	日			
6月20日	月			
6月21日	火			
6月22日	水			
6月23日	木			
6月24日	金			
6月25日	土			
6月26日	日			
6月27日	月			
6月28日	火			
6月29日	水			
6月30日	木			

現場閉所日 0 0

対象期間 30 30

今月の閉所率 0.0% 0.0% ※設計変更は月ごとではなく
全体の閉所率で判断！

週休2日制適用工事 休日確保状況チェックリスト

事務所名 ○○事務所
工事名 ○○工事
受注者名 ○○工務店

会社名	氏名	2022年7月 休日確保状況																																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	今月 対象 休日 日数	累計 休日 日数	今月 対象 休日 日数	累計 休日 日数	平均 休日 率
A建設	○○	-	-	休							休																					-	28	5	28	5	18%
	□□	-	-	休							休																					-	28	5	28	5	18%
	◇◇	-	-	休	休						休																				-	28	6	28	6	21%	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0			
B建設（一次下請）	●●	-	-	-	-	休					休																				休	-	26	4	26	4	15%
	■■	-	-	-	-	休					休																			休	-	26	4	26	4	15%	
	◆◆	-	-	-	-	休					休																			休	-	26	4	26	4	15%	
	△△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0			
C建設（二次下請）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	4	19	4	21%			
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0			
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0			
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0			
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0			

※「会社名」、「氏名」、「休日確保状況」欄に記入する。（“休”：休日、“-”：対象期間外、空欄：対象期間）

※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

※技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示すること。

※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行う。